

消防署からのお知らせです。



住宅用火災警報器の維持・管理

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

ご自宅の住宅用火災警報器本体の交換時期、電池の寿命をご確認ください。

問 松前消防署 ☎42-2119

1 作動確認の方法

- ・本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検します。
- ・正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
- ・詳しくは、取扱説明書をご確認ください。

2 日頃のお手入れ

- ・住宅用火災警報器にホコリが付くと火災を感じにくくなります。
- ・汚れが目立ったら、家庭用の中性洗剤・石鹸水などを布に浸してから十分絞って汚れをふき取りましょう。
- ・ベンジンやシンナーなどの有機溶剤の使用や水洗いはしないでください。

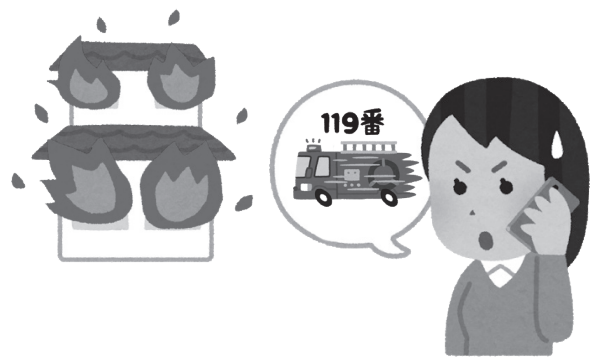


3 火災が起きたら

- ・大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
- ・可能なら消火を行ってください。
- ・消火が難しそうな場合は、速やかに避難してください。

4 火災でないときは

火災以外での煙やホコリ、煙式殺虫剤などを感じして警報が鳴った場合は、警報音停止ボタンを押すか、付属のひもを引く、または室内の換気をしてください。





重大な病気やけがの可能性ががあります!

次のような症状がある場合は、重大な病気やけがの可能性ががありますので、すぐに119番通報してください。

顔

- ・顔半分が動きにくいまたは、しびれる
- ・ろれつが回らなく、うまく話せない

頭

- ・突然の激しい頭痛
- ・高熱（熱中症など）
- ・意識がおかしい、ふらつく

胸や背中

- ・突然の激痛
- ・急な息切れ、呼吸困難
- ・痛む場所が移動する

手・足

- ・突然のしびれ
- ・突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

腹

- ・突然の激しい腹痛
- ・激しい腹痛が持続する
- ・吐血や下血が出る



情報公開及び個人情報保護運用状況

松前町情報公開条例第23条及び松前町個人情報保護条例第30条の規定により、次のとおり令和2年度の運用状況を公開します。

松前町情報公開条例運用状況

令和2年度は公文書公開の請求が5件ありました。

請求内容	開示状況
地方税法381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登記されている部分または情報	開示しました
2019年中の登記異動修正済みデータで、松前町の地番が載った図面	開示しました
2020年中の登記異動修正済みの地番図データ	開示しました
林地台帳データ及び林地台帳地図データ	開示しました
平成4～7年度中の松前町立小島中学校の校舎・体育館などにアスベストが使用されていたか否かを確認できる書類	開示しました

松前町個人情報保護条例運用状況

令和2年度に個人情報保護条例の運用による開示請求及び目的外利用件数はありませんでした。